

ひとりで悩まないで…まずは相談を

子育てや介護、夫婦や身近な人との関係などで、悩んでいることはありませんか。市では、皆さんのさまざまな悩みに対し、専門の窓口を用意しています。悩んでいることがあったら、「誰にも言えない」と思わずに、まずは相談してください。

費用の記載がない場合は、相談は無料です。通話料は原則自己負担となります。

- 障害のある方**
- 障害福祉課（市役所1階） ☎ 185
 - 障害者虐待に関すること
 - 障害のある方やその家族・関係者の各種相談
- その他の相談**
- 秘書広報課市民相談係（市役所1階） ☎ 541
 - ▼ 一般相談
 - ※内容により、所管課や外部機関を案内する場合があります。
 - ▼ 女性・SOGI悩み相談
 - 相談日時 第1・3・5水曜日の午後1時30分～4時30分
 - ※第2・4水曜日の午前9時～午後1時は、福生市でも相談できます。
 - 子育て相談課子ども家庭支援センター係（市役所2階） ☎ 239
 - ▼ 自立のための女性生活相談
 - ☎ 03-5467-2455
 - ☎ 03-5467-1721 (D)
 - V専用ダイヤル
 - 相談日時 毎日午前9時～午後9時（年末年始を除く）
 - ▼ 女性の人権ホットライン
 - ☎ 0570-070-810
 - 相談日時 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
 - 配偶者やパートナーからの暴力、職場におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受ける専用電話相談です。
 - ▼ 男性のための悩み相談
 - ☎ 03-3400-5313
 - 電話相談 月・水・木曜日：午後5時～8時 / 土曜日：午後2時～5時（祝日、年末年始を除く）
 - 面接相談 右記電話で要予約
 - 東京都女性相談支援センター多摩支所 ☎ 522-4232
 - 相談日時 月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

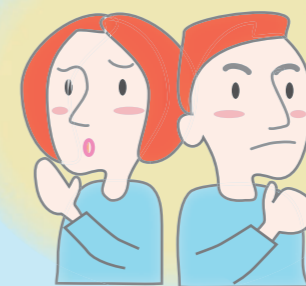
心理的虐待・精神的暴力
脅す、無視する、嫌がらせをする、暴言、罵倒する、怒鳴る、家族（夫婦・きょうだいなど）への暴言・暴力を見せる

身体的虐待・身体的暴力
殴る、蹴る、叩く、つねる、ベッドに縛り付ける

ネグレクト（育児放棄、介護・世話の放棄、放任）
食事を与えない、乳幼児を残して外出する、必要な介護・世話をしない、家族以外の同居人や自宅に出入りする第三者による虐待を家族が放置する

それは虐待・暴力かも？！

性的虐待・性的暴力
子どもへの性的行為、性的行為の強要、性器や性交を見せる



経済的虐待・経済的暴力
金銭を与えない、預貯金などを本人の意思に反して使用または制限する

◎命の危険を感じるなら、今すぐ警察 **110番**へ！
◎心配なら、まずは相談してみよう！

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。

11月は児童虐待防止推進月間

189 (いちはやく) 気づいてあげて そのサイン
児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189

虐待が心配される子どもを見つけた時や、自分自身が子育てで悩んだ時は、子ども家庭支援センターまたは児童相談所に相談してください。

地域の子どもたちに関心を持って、みんなで子どもの笑顔を守りましょう。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882
／東京都立川児童相談所 ☎ 523-1321

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

配偶者などからの暴力、ストーカー行為、売買春、セクシャル・ハラスメントなど「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力をなくし、誰もが安心して暮らせる社会づくりを進めましょう。

市では、公共施設でのポスター掲示やヒノトントンZOOでパープルライトアップを行います。
問合せ 総務課 ☎ 347

生理用品を無償で配布します

女性の経済的な負担を少しでも軽減するため、生理用品を配布します（閉庁日・休館日を除く）。

期間 11月22日(金)～25日(月)

配布数 生理用品1人1パック（先着180人）

配布場所・時間

○市役所1階101会議室…午前9時～午後5時（11月23日(土)は市役所1階市民相談室…午前9時～正午）

○プリモホールゆとろぎ…午前9時～午後8時

※受取方法など詳しくは、市公式サイトを確認してください。

問合せ 総務課 ☎ 347



子育て家庭の方

■ 子ども家庭支援センター（市役所2階子育て相談課）
☎ 578-2882

※18歳未満のお子さんと家庭に関する相談に応じています。

相談内容

○子どもの虐待に関すること
○子どもの生活習慣や育児・しつけなど子育て全般

○子育てに関するサービスの紹介
こちのでも相談できます

■ 東京都立川児童相談所

☎ 523-1321

相談日時 月～金曜日の午前9時～

高齢の方

■ 高齢福祉介護課（市役所1階） ☎ 198

相談内容
○高齢者虐待対応、成年後見制度の利用などの権利擁護に関すること
○介護保険サービス・福祉サービスの利用に関すること
○介護予防に関すること
こちのでも相談できます

■ 地域包括支援センターあさひ

☎ 555-8815

担当地区 緑ヶ丘、富士見平、神明台3・4丁目、双葉町、五ノ神（300番地台）、羽（4000番地台）、川崎（600番地台）、横

午後5時（祝日、年末年始を除く）

親子のための相談LINE

相談日時 月～金曜日の午前9時～午後10時30分 / 土・日曜日、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）の午前9時～午後5時

■ 児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189 (いちはやく) 24時間365日対応

※個人情報などの秘密は守られます。匿名での相談も可能です。

※虐待ではなかったとしても、相談した人の責任が問われることは一切ありません。

田基地内

■ 地域包括支援センターあゆみ

☎ 570-1200

担当地区 栄町、小作台、羽西、羽加美、羽中

■ 地域包括支援センターあかしあ

☎ 578-5508

担当地区 五ノ神1～4丁目、神明台1・2丁目、川崎、羽東、玉川、羽（清流）

■ 全センター相談日時

月～金曜日の午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）